

公 表 日

平成26年 3月17日

随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	佐世保地区休憩施設棟設計業務
業務概要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 長崎河川国道事務所長 門間 俊幸 長崎市宿町316-1
契約年月日	平成26年 3月17日
契約業者名	(株) 松林建築設計事務所
契約業者の住所	長崎県長崎市賑町5-11
契約金額	12,676,176円(税込み)
予定価格	15,962,400円(税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり (※随意契約理由書を添付すること。)
業務場所	長崎県佐世保市相浦町地先
業種区分	建築関係建設コンサルタント業務
履行期間(自)	平成26年 3月18日
履行期間(至)	平成26年 9月19日
備考	入札情報サービス(PPI) (http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約課程に関する情報を閲覧可能である。

契約理由書

1. 業務件名 佐世保地区休憩施設棟設計業務
2. 履行場所 長崎県佐世保市相浦町地先
3. 契約の相手方 住 所：長崎県長崎市賑町5番11号
会社名：株式会社松林建築設計事務所
電 話：095-820-5116
4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

- 1) 当該業務の目的

本業務は、一般国道497号相浦中里ICに隣接する箇所において、簡易パーキング整備に関する休憩施設・便所棟の基本及び実施設計を行うものである。

- 2) 業務の内容

一般国道497号相浦中里ICに隣接する国有地6,900m²について、簡易パーキングを設置するにあたり、情報休憩施設・便所棟(延べ面積310m²)新築1棟、身障者駐車场上屋(延べ面積80m²)新築1棟、合併処理浄化槽1式の基本・実施設計を行うものである。

- 3) 契約に付する理由

本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するプロポーザル方式である。

参加可能業者が最低20社あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を25社が入手(ダウンロード)し、4社から参加表明書が提出され、3社が参加資格を有していた。

参加資格を有する参加表明書提出者のうち3社を技術提案書の提出者として選定し、3社から技術提案書が提出された。

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び特定テーマに係る技術力を備えていると判断される。

特に特定テーマの「配置計画を決定する上で考慮すべき要素」および「平面計画を決定する上で考慮すべき要素」に対する技術提案について、現地状況を意識した着眼点に基づく提案がなされていたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記業者と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

長崎河川国道事務所 交通対策課長